応　募　様　式

令和　　年　　月　　日

湯沢河川国道事務所長　殿

【応募者】

氏名：

住所：

電話：

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

※ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽは、ある場合のみ記載

令和7年11月18日付けで公募された、河川区域内の樹木伐採について応募します。

1．希望区画数及び区画番号

（記入例）	区画数：　３区画	区画番号：　①、②、⑥

第１希望	区画数：	区画番号：
第２希望	区画数：	区画番号：
第３希望	区画数：	区画番号：

※ ご希望の区画が割り当てられるとは限りません。予めご了承願います。

2．伐採経験及び保有資格

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記入。

□ 以前に湯沢河川国道事務所の公募伐採に応募したことがある。
□ 伐採の経験がある。（経験年数：　　年）
□ 作業者の中に伐採に関わる資格保有者がいる。（保有資格：　　）
□ 伐採未経験である。

3．採取期間

作業予定期間：　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日を予定

4．公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック☑を記入。

□ 著しく不誠実な行為のあった者ではない。
□ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
□ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない
□ 直近１年間の税を滞納している者ではない。
□ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

5．留意事項　※確認した項目にチェック☑を記入。

□ 樹木の採取に当たっては、河川産出物の許可手続き（河川法第25条）が必要になります。
□ 伐採、搬出に要する費用は、全て伐採を認められた応募者の負担とし、伐採した樹木は持ち帰ることができます。
□ 伐採した樹木の販売、譲渡、流通については、応募者の自己責任となります。
□ 伐採した樹木をバイオマス発電に使用する場合は、「一般木質バイオマス」に区分されます。
□ 伐採時の事故については、自己責任となります。
□ 第三者へ危害を及ぼした場合は、応募者が賠償責任を負います。
□ 河川管理施設を損傷した場合は、応募者が復旧するものとします。

6．伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記入。（複数選択可）

□ 薪（ストーブ用）　□ ほだ木　□ チップ材　□ バイオマス発電燃料

□ その他（　　）

7．採取を希望する河川産出物の種類

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記入。（複数選択可）

□ 幹　□ 枝葉　□ その他（　　）

8．採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記入。

（伐採方法）□ チェンソーにより伐採を行う。
□ ノコギリにより伐採を行う。
□ その他の方法により伐採を行う。（伐採方法：　　）
（小割方法）□ 伐採した樹木は、伐採箇所で小割りする。
□ 伐採した樹木は、伐採箇所から搬出して小割りする。
□ その他の方法（　　）
（運搬方法）□ 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。（積込方法：　　）
□ 伐採材は、（　　ｔ）トラックにより日々搬出する。（積込方法：　　）
□ その他の方法（　　）
（伐採順序）□ 通路脇から順次伐採を行う。
□ その他の伐採順序（　　）
（枝葉処理）□ 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
□ 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
□ その他の処理（　　）

※上記以外で作業に関する事項があれば記載する。

9．提出先

以下の提出先に郵送またはご持参下さいますようお願いします。

〒014-0054　秋田県大仙市大曲金谷町25-40　湯沢河川国道事務所　大曲出張所
電話　０１８７－６３－３３４０